

Ⅱ. 領土問題と中国の外交

はじめに

中国は世界金融危機後の世界経済の回復プロセスにおいてけん引役を果たし、2010年のGDPでは日本を追い抜いて世界2位の経済規模となった。上昇する経済力を背景に、中国の対外姿勢はますます注目されるようになってきている。国際社会における中国の役割が増大する一方、その対外政策が強硬に転じているとの懸念も上がっている。

ここ2、3年、特に領土問題をめぐり中国と周辺国家の関係に不安定さが増している。09年4月にインド大統領プラティバ・デヴィシン・パティルが中印領土係争地域であるダワンを訪問したことに対し、中国は強く抗議した。領土問題をめぐる両国の関係が世論を巻き込んで緊張化するさなか、同年の11月にダライ・ラマがダワンを訪問し、ダワンがインドの一部であると改めて自身の態度を表明した。

同じ時期の09年8月にミャンマー政府軍がコークン族を「麻薬製造摘発」の理由で急襲し、3万人を超す難民が中国の雲南省に流れ込んだ。またこの襲撃で中国人2人が死亡したことで、中国とミャンマーの関係には中国国内でも大きな関心が寄せられた。

陸続きの国境問題に加え、海の領有権問題をめぐる中国と周辺国との関係も大きく揺れ動いている。南シナ海の領有権をめぐり、中国、ベトナム、フィリピンなど諸国間の非難合戦が2000年代後半から続いているが、2010年になると中国の海洋政策に対する注目が一気に高まった。『ニューヨーク・タイムズ』の報道によると、2010年3月、中国訪問中の米国のスタインバーグ国務副長官とバイダー国家安全保障会議(NSC)アジア上級部長に対し、中国高官が非公式の場において、「南シナ海は中国の核心的利益である」と発言した。その後、米国学者スワインは「核心的利益」をめぐる中国の論述を史的に検証するとともに、独自のインタビュー調査に基づき、中国高官が「南シナ海は中国の核心的利益であ

る」と発言したという報道を否定した。それでも、『ニューヨーク・タイムズ』の報道を契機に、領土問題を含む中国の海洋行動に対する国際社会の視線が一層厳しくなったことは確実である。

2010年7月に開かれた東南アジア諸国連合(ASEAN)地域フォーラム(ARF)において、米中は南シナ海問題で再度対立した。ヒラリー・クリントン国務長官が南シナ海での航行の自由^{ようけつち}に利益を有していると強調したことに対し、楊潔篪^{ようけいち}外交部長は強く反発したという。

東シナ海では、2010年9月に尖閣諸島海域で操業していた中国漁船が海上保安庁の巡視船に体当たりする事件が生じた。その後、中国はレアアースの対日輸出を停止させ、軍事管理区域に侵入した日本企業の社員を拘束するなど、強硬な対日姿勢を見せた。

領土問題を通して、中国の対外政策の一端をうかがい知ることができる。そこで、本稿はまず中国の領土問題の現状を紹介し、領土問題をめぐる政策の歴史的経緯ならびに現在の領土政策を中心に論じることとする。

中国の領土問題

中国の陸上国境線は2.28万kmである。1949年10月の建国当初においては中国の隣国は12カ国であったが、その後シッキムがインドの州に組み入れられ、旧ソ連が崩壊したことを受け、現在では北朝鮮、ロシア、モンゴル、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アフガニスタン、パキスタン、インド、ネパール、ブータン、ミャンマー、ラオス、ベトナムの14カ国と国境を共有している。陸地の隣国のうち、インド並びに中国と国交を結んでいないブータンを除いて、現在12カ国との間で国境協定が締結されている。

中国と海を隔てて接しているのは、日本、韓国、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、マレーシアの6カ国である。中国は1.8万kmあまりの海岸線を有し、約300万km²の領海を主張している。04年6月30日に中国とベトナムの間で中国として初めての海の国境協定が結ばれたが、中国が主張する領海のうちの半分(約150万km²)が隣国と係争中である。中国は、東シナ海では日本と韓国との間で、また南シナ海ではベトナム、マレーシア、ブルネイ、フィ

リピン、台湾との間（中国を含む「5国6方」*）で領有権をめぐり係争が生じている。

領土問題に対して、中国は「領土の所有権は譲らないが、争議を棚上げにし、共同開発する（主権在我、擱置争議、共同開発）」という原則を掲げているが、領有権を主張し合いながら共同開発を進めることは理想的ではあるものの、その実現は決して容易なことではない。

国境画定原則の策定と1960年代の国境画定

陸の国境画定に関して、中華人民共和国は1960年代前半、90年代前半と2度にわたり取り組んできた。表1で示されているように、60年代初頭から中国は周辺6カ国と国境協定を締結した。他方、82年に全方位外交が打ち出されるまでに大きな国境武力衝突を3回経験した。近現代において「本来の中国の領域」をめぐる認識は時代とともに変化し、中国の対応も時代ごとに変化を遂げている。そこで、本節は、まず1950年代後半に策定した中華人民共和国の国境画定原則を明らかにしたうえで、国境画定に対する政府の取り組みを考察する。

(1) 国境画定原則の策定とビルマ

1954年に周恩来総理がビルマ（現ミャンマー）を訪問した際に、ビルマから41年に中国と英国との間で締結した国境条約を認めてほしいとの要望が出された。翌55年ウ・ヌー首相が再度この問題を提起した際に、周恩来は「適切な時期に、外交ルートを通じて解決する」と答えたが、実際のところ、54年末ごろに中国はすでに国境画定に向けて準備を始めていたのである。54年12月に周恩来は外交部や雲南省など関係の省庁、地方にビルマとの国境

問題を研究するよう指示を出し、その後実地調査も行われた。

1955年4月に開かれたバンドン会議に出席した周恩来総理はまず国境問題について、「国境が画定される前は現状を維持し、中国は現状の国境から一歩たりとも超えることはない」と公約した。しかし約7カ月後の11月21日に、雲南省西部の黄果園で中国とビルマの武力衝突事件が発生した。この問題は中国の対外政策の方向性を象徴する事件として世界から多大な関心を持って注目されるようになった。こうした背景のなか、中国はビルマとの国境問題を国境画定のモデルケースにすると定め、精力的に取り組むようになった。

国境画定に際してまず国土の領域を決める必要があった。当時中国の領土設定をめぐるのは多様な意見が存在しており、歴代王朝が勢力を及ぼしたことがあればすべて中国の領土とする考えがある一方、漢、唐、明、清、いずれかの時代の最盛期の支配領域を中国の国土とする主張もあった。1955年の黄果園での中国とビルマの武力衝突事件後、国境政策を慎重に検討した結果、中国政府は清朝末、北洋政権、国民党政府の3つの時期の領土範囲を参考にするのが最も現実的だと判断し、「形式的に統治していた地域も含め国民党政権が管轄していた地域はすべて中国の領土とする」という原則を固めた。この領土画定の原則が策定されたことで、中国政府はさらにそれまでの国境測量もせずに出版されていた中国地図を認めない方針を明確化し、各国との国境が画定したのちに出版されたものを正式な地図とする政策を決めた。

ビルマとの国境を画定するうえで最大の障害は1941年条約であった。反帝国主義の急先鋒として国民の支持を勝ち取った中国共産党は、帝国主義国家と締結した国境条約を不平等条約とみなし廃止すると一貫して主張していた。バンドン会議で反植民地主義を掲げ、民族独立を支援する方針を鮮明に打ち出した中国は、英国との「不平等条約」の廃止と、英国から条約を継承した新興独立国家ビルマとの関係改善という矛盾した課題に直面した。そして新政府が出した決断は、41年条約を基本的に認める方針であった。

1956年11月5日、周恩来は全国人民代表大会（全

表1 国境協定と国境紛争（1949－1982年）

	国境協定の相手国	主な国境紛争 （武力衝突）
1960年10月1日	ビルマ （現ミャンマー）	
1961年10月5日	ネパール	
1962年10月20日～11月22日		中印国境紛争
1963年3月2日	パキスタン	
1963年11月22日	アフガニスタン	
1964年3月20日	北朝鮮	
1964年6月30日	モンゴル	
1969年3月2日		中ソ珍宝島事件
1974年1月		中越西沙諸島戦闘
1979年2月17日～3月16日		中越戦争

出所：筆者作成。

人代) 常務委員会の第50回会議でウ・ヌー首相との会談内容について報告し、国境画定案を提示した。特に北の係争地域で中国が大きく譲歩するこの案は「帝国主義と寸土を必ず争う(寸土必争)原則」から著しくかけ離れており、国内からの反発も大きかった。

この時点でビルマとの関係改善方針はすでに不動のものであり、ビルマとの関係改善の実現に向けて動き出していた。1956年6月22日に中国に渡されたウ・ヌー首相の手紙では華僑の二重国籍問題や、ビルマ共産党問題に関する懸念が表明されていたが、中国はこれに対して積極的に反応した。7月から中国はビルマに援助を提供するようになり、周恩来は国境問題解決の「2段階方式」を提案した。第1段階としては両国が56年11月末から同時に係争地域から軍隊を撤退させ、第2段階で国境問題を交渉するという内容であった。そこで提示されていた交渉案は周恩来が全人代常務委員会で報告した妥協案であった。

妥協がすでに既定方針であるならば、あとは国内世論への対応のみであった。周恩来は1956年11月から57年2月にかけて賀竜とともにベトナム、インド、ビルマ、パキスタン、アフガニスタン、ネパールなどの周辺諸国を歴訪したが、帰国後ただちに数多くの座談会を開き、反対を表明していた尹明德など専門家との会合を開催し説得に努力した。こうした説得工作を経て、57年3月16日に開かれた第2期政治協商会議第3回全体会議で、周恩来は再び41年条約承認の政府方針を説明した。政治協商会議閉会後の3月28日に、周恩来は雲南まで出向き、座談会を通じて地元の理解を求めた。

3月29日から30日のウ・ヌー首相との会談で、周恩来は中国の譲歩案を正式に伝えた。会談でビルマ側から同意を取り付けたのち、3月31日に毛沢東はこの案を最終的に承認した。これを受け、57年7月に開かれた第1期全人代第4回会議で、周恩来は中国とビルマの国境問題に関する報告を正式に行った。

1958年から59年にビルマの政権が不安定に陥ったため国境問題は一時とん挫したが、60年1月にネー・ウィンビルマ首相訪中の際に両国は相互不可侵条約を結び、同年10月、中国にとって初めての国境条約を締結した。

ビルマとの国境画定に当たり中国は大きく譲歩した。こうした譲歩の背後にはいくつかの理由が複雑に絡んでいた。当時の外交目標は国内経済を発展させるための、政権の安定と周辺環境の改善にあったが、1954年までに米国による中国包囲網が着実に形成されつつあった。51年8月に米・比相互防衛条約、同年9月にオーストラリア、ニュージーランド、米国間の安全保障(ANZUS)条約、日米安全保障条約が調印された。また54年9月に東南アジア条約機構(SEATO)が結成された。こうした包囲網を打ち破るために、中国は平和五原則を掲げ、周辺国との関係改善に動いた。そして、周辺国との関係改善は共産政権を固めるうえでも重要であった。60年1月からスタートした中国とビルマとの国境協議で、中国はビルマにおける国民党残存勢力の肅清を提案した。これはビルマの政権安定にとっても得策であったため、60年11月22日から61年2月9日の間中国軍は2回にわたりビルマ軍と共同作戦を行い、ビルマの北東地域で活動していた国民党軍を打ち破り、国民党軍をタイに追い払うことに成功した。

(2) 1960年代の国境協定

ビルマとの国境協定がモデルケースとなり、その後中国はネパール、モンゴル、パキスタン、アフガニスタン、北朝鮮といった5カ国との間で次つぎと国境協定を結んだ。

中国は1955年8月1日にネパールと国交を結び、56年8月からチベット問題について両国の協議を開始させた。約1カ月の交渉を経て、9月20日には「中国チベット地域とネパールの通商交通協定」が締結された。60年3月21日に両国は国境協定を、翌年の10月5日に正式の国境条約を締結した。国境条約の交渉に際し、毛沢東の「ヒマラヤを半分半分(一半一半)に」との方針が貫かれたことで、中国側はネパールのほとんどの主張をそのまま受け入れた。他方、ネパールはネパール国内で反中国共産党のチベット勢力や国民党軍に対する中国軍による作戦を承認した。

モンゴルとは建国直後の1949年10月6日に国交が結ばれたが、60年に中国・モンゴル友好相互援助条約が締結された。62年12月26日に両国で交わされた国境条約は現状維持の方針に基づいたものである。特に63年以降の中ソ関係の悪化で、中国と

モンゴルとの関係も悪化の一途をたどったが、そうしたなかにもかかわらず、64年6月30日に両国は国境議定書を交わした。この協定に関しては、米國務省もモンゴルの主張を反映した国境協定だと当時分析していた。

パキスタンとの関係は、中国・インド間の関係も影響しているため、紆余曲折があった。中国とパキスタンの両国関係は国交を結んでから、経済関係を中心に進展していった。1951年から中国がパキスタンの綿花を輸入し、53年からさらに綿花と石炭の貿易協定を結んだ。中国とビルマの国境協定締結後の61年3月、パキスタン政府は正式に中国に国境交渉を要請する一方、国連の中国代表権問題においても台湾ではなく中国に投票するようになった。中国とインドとの関係が悪化するなか、62年2月に中国は国境交渉に正式に応じると返答した。63年3月2日両国は「新疆およびパキスタンが実効支配している中国との隣接地域に関する国境協定」を締結した。60年代において中国が結んだ国境協定のなかで唯一中国が相手国より大きく領土を獲得する協定となったが、実際のところ、パキスタンにとって自国が実効支配をしている地域を中国に譲る結果とはならなかった。

アフガニスタンは1955年1月20日に中国と国交を結び、60年8月26日に中国と「友好・不可侵条約」を締結した。両国が隣接している国境の長さは100km足らずという短さもあるが、双方は約10時間の交渉で合意し、63年11月22日に国境協定を締結したという。

「血で結ばれた」友好関係と称される中国と北朝鮮は1961年7月11日に「友好相互援助条約」を結び、62年10月12日に中朝国境条約を締結した。さらに両国は64年3月20日に国境議定書を締結した。国境協定の内容の詳細については今でも北朝鮮と中国の両政府が公表していないが、北朝鮮は係争地域の60%を獲得したといわれている。

(3) 中国・インド国境紛争

建国直後の1949年12月にインドと国交を結んだ中国は、54年10月に成蔵（四川省成都－チベット・ラサ）道路、青蔵（青海省西寧－チベット・ラサ）道路が完成するまで交通の不便さからチベットに駐留していた解放軍への食糧や物資などの供給はイン

ドに多大な資金を支払い、インドから輸送ルートを借りて行われていた。

チベットにおける中国共産党の統治が固まるまでの間に、インドは1953年に基本的にマクマホン・ラインより南の地域を実効支配した。53年10月に中国はインドとの交渉準備に着手し、同年12月31日に両国交渉が実質的にスタートした。中国はこの交渉を非常に重視し、外交部、対外貿易部、国家民族事務委員会、中共中央統一戦線部からなる中印交渉委員会を諮問機関として設立した。54年4月29日、「中国チベット地方とインドとの通商交通協定」が締結され、協定に平和共存五原則が盛り込まれた。

インドからみて、1954年の協定で中国とインドの間のすべての問題が解決された。インドはチベットにおける経済権益を確保するためにチベットにおける16の貿易市場の設立を条約に盛り込んだが、チベットに対する中国の主権を基本的に認め、チベットに駐在していたインド軍を撤退させることに同意した。その交換条件として、インドはマクマホン・ラインを両国の国境とした。54年中国とインドの間に平和共存五原則を盛り込んだ協定が締結された直後、ネルー首相はインド政府のそれまでの国境姿勢を改め、マクマホン・ラインを中印国境とすることを宣言し、インドの地図を改訂した。しかし、中国は協定にはチベットの国境問題が含まれていないと認識していた。こうした認識のズレがその後の国境紛争を招いた最大の原因となった。

周恩来に宛てた1958年12月のネルー首相の手紙で中国とインドとの国境はすでに確定されていると伝えられたことをうけ、59年9月に開かれた第2期全人代常務委員会第6回並びに第7回会議で中国は両国の国境問題について議論し、インドの主張を受け入れない方針を決め、9月8日に周恩来総理はインドの主張に反論する返事を出した。それより前の59年3月にはチベット暴動が発生し、8月25日にマクマホン・ラインの北側で両国が武力衝突した。59年11月に杭州で開かれた中印国境問題に関する会議において、毛沢東はマクマホン・ラインから双方が20km後退する解決案を打ち出し、インド側が拒否したにもかかわらず60年に中国は一方的に後退した。60年4月から中国とインドの間に国境交渉がスタートし、ビルマ、ネパールのケースと同じよう

な譲歩案を中国側が提示したが、期待した成果は生み出されなかった。

中国が自然災害に見舞われているなか、インドは1961年冬から前進政策を展開した。そこで中国は、62年6月にチベット軍区にインドを仮想敵とした訓練を指示した。10月にインドが再度国境交渉を拒否したことを受け、毛沢東は中央政治局常務委員会拡大会議で戦闘方針を明確にし、10月20日に作戦を開始した。中国が大勝を収めながらも、11月21日に、自主的に59年11月の実効支配ラインより20km後退し、撤収した。

以上のように、1960年代の一連の国境交渉プロセスにおいて、中国は現状維持の方針を踏まえながら、国内と周辺環境の安定を最優先にして領土問題において譲歩する姿勢を通していった。

その後、ソ連やベトナムとの間でも国境武力衝突が起きた。ソ連の場合はイデオロギーの対立、ベトナムの場合は中ソ対立や中国の改革開放政策の採択と密接に絡み合い、いずれも単純に国境をめぐる紛争とはいえなかった。

1990年代の国境協定の締結

1989年の天安門事件後、中国は自国を取り巻く国際環境に対して厳しい認識を持つようになり、ソ連や東欧における急速な民主化の進行を目のあたりにして自国の政治体制に対する危機意識を強めた。厳しい国際環境にさらされ、国際的な孤立から脱出するために、中国は周辺国の重要性を再認識するようになり、90年代から近隣諸国との関係改善と陸上における境界線の画定に着手した。

近隣諸国との関係改善への取り組みは90年から始まった。中国は同年5月にモンゴル、8月にインドネシア、10月にシンガポールと国交を正常化した。翌91年の9月にブルネイ、11月にベトナムと国交正常化を実現した。さらに92年韓国と国交を樹立した。

国交正常化の次に中国は再び陸上国境の画定作業に取り組みはじめた。87年2月から中国とソ連は関係改善の兆しを見せ、国境交渉をスタートさせ、91年5月には「中ソ間の東部国境に関する協定」の調印に至った。しかしその後ソ連の崩壊により、3300kmにわたる旧中ソ国境線について、中国は再びロシ

ア、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタンの4カ国とそれぞれ国境画定交渉を行うことを余儀なくされた。92年9月に5カ国の交渉が始まり、表2で示されているように、10年あまりの歳月をかけて04年までに中国とロシア、旧ソ連諸国の国境が画定された。

90年代初頭に、中国とラオスとの国境交渉も行われた。89年に両国関係が正常化し、91年10月に両国は国境協定を結んだ。99年12月、中国とベトナムとの間で陸上の国境に関する合意協定が締結された。翌2000年12月、トンキン湾海上国境協定や排他的経済水域（Exclusive Economic Zone: EEZ）に関する協定も締結された。

このように1960年代と90年代を通じて取り組んできた国境画定作業により、現時点において、2.2万kmにわたる国境線の約9割の画定が完了した。また、国境未確定の2カ国とは国境地域の平和に関する協定を締結している（ブータン：98年、インド：05年）。

ここで特筆すべきは、1960年代と異なり、90年代に締結された国境条約は紛糾地域に関して基本的にフィフティ・フィフティの原則に基づいて結ばれていることである。たとえばベトナムとの間で227km²の係争領土が存在するが、国境協定により、113km²がベトナム、114km²が中国にという形でほぼ均等に分けられている。中越双方の係争海域も、47：53の割合で妥協に至っている。

表2 周辺国との国境協定（1990年～）

相手国	国境協定の時期
ラオス	1991年10月24日（国境条約） 1994年8月（中国、ラオス、ミャンマーの3カ国の境界協定）
ロシア	1991年5月16日（東部国境） 1994年9月3日（西部国境） 2004年10月14日（補充協定）
カザフスタン	1994年4月26日 1997年9月24日（補充協定） 1998年7月4日（補充協定）
キルギス	1996年7月4日 1999年8月26日（補充協定+中国、キルギス、カザフスタン3カ国の境界協定）
タジキスタン	1999年8月13日 2000年（中・タジキスタン・キルギスの3カ国の境界協定） 2002年5月（補充協定）
ベトナム	1999年12月30日（国境協定） 2000年12月25日（北部湾領海、排他的経済水域、大陸棚に関する協定）

出所：筆者作成。

アジア地域統合への取り組みと海洋ナショナリズム

「海の憲法」と称されている国連海洋法条約（UNCLOS）が82年に採択され、94年に発効した。国連海洋法条約では、12カイリの領海に加え、領海の基線から200カイリまでの排他的経済水域が新たに設定された。また、大陸縁辺部が200カイリを超えて伸びている場合、大陸棚を最大350カイリまで、あるいは2500m等深線から100カイリまで、大陸棚の限界を延伸できると規定している。この国連海洋法条約の採択、発効により、世界の海の領有権に対する関心が一気に高まり、領有権争いも過熱化する傾向を見せている。

陸の国境線に対する取り組みと対照的に、建国後長期にわたり領海に対する中国政府の意識は相対的に低かった。そのため、中国は現在領海画定交渉と、海洋立法・管理の強化を同時に進めている。中国は現在韓国、ベトナム（南シナ海問題）などの国々と領有権をめぐる交渉を続けているが、目立った進展はみられない。

中国で領海画定、海洋立法と管理に対する意識が格段に上がったのは90年以降のことである。91年に初めての海洋工作に関する全国会議が開かれ、領海関連の法律制定が本格的に始動した。こうした流れのなか、「海洋権益」という新しい概念が新たに制定された各種法律や法案に盛り込まれ、メディアでも頻繁に言及されるようになった。

海洋主権にかかわる立法プロセスを通じて中国国内において、海洋権益に対する意識が高まった。他方、国内法や管理規定の執行強化も着実に進行している。99年1月に中国海監総隊が国家海洋局の組織として設立された。海監総隊はその後同様の下位組織を中国の各沿海地域の省、地（市）、県のレベルに設立した。これに伴い、海監総隊が巡航する海域も2000年代を通じて徐々に拡大した。08年には「全海域巡航制度」が確立され、09年から西沙、南沙を含む中国が実効支配している全海域で定期巡航が実施された。国家海洋局のこうした巡航の目的は、無論「プレゼンスの誇示と実効支配の強化（顕示存在、体現管轄）」にある。国家海洋局がさまざまな国家権益擁護の政策を立案、実施するなか、海洋ナショナリズムが少しずつ国内で芽生え始めている。

他方、外交部が主導する中国の対外政策は異なる政策プロセスをたどっている。96年以降、特に97年のアジア通貨危機後、中国は周辺外交を本格的に展開し、アジア地域の協力とアジア地域の秩序構築に積極的に関与していくようになった。02年11月に開かれた中国共産党第16回全国代表大会では、周辺外交が対外戦略のなかで最重要の外交課題であることが唱えられ、翌03年3月に第10期全人代第1回会議でASEANとの地域協力量針がさらに明確に打ち出された。こうした外交姿勢を反映して、海洋分野において、中国は日本、韓国、ベトナムとの間でそれぞれ漁業協定を締結した。また02年11月に「南シナ海行動宣言」（DAC）に調印したのに続いて、03年8月には中国・ASEAN首脳会議において「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに関する共同声明」が出され、中国は域外国として初めて「東南アジア友好協力条約」（TAC）への加盟を果たした。

04年11月において、温家宝総理はASEAN諸国との政治、経済、文化における関係の強化を内容とする9つの提案を行った。提案には「東南アジア非核地帯条約」議定書の早期締結のほか、「南シナ海行動宣言」の実行および南シナ海協力の早期始動を希望し、「論争を棚上げして共同開発する」という原則に従い、係争中の海域では共同開発の可能性を積極的に探るという内容も含まれている。

温家宝総理により、領海や排他的経済水域における紛争地域での共同開発が提唱された背景には、中国国内のエネルギー事情も大きく関係している。温家宝提案の1年前の03年11月に、中国はすでにフィリピン国家石油公社（PNOC）と石油の共同探査に関する契約を結んでいた。また温家宝提案後の05年3月14日に、中国はベトナム、フィリピンの石油会社と「南シナ海の協議地域における共同海洋地震工作取り決め」を締結し、同年7月4日にはベトナム・フィリピンと南シナ海における共同探査に合意した。

黄海でも同様の動きが見られた。05年12月26日に、中国は北朝鮮と黄海での共同開発に関する協定を結んだ。協定内容については公にされていないが、「北黄海盆地」である可能性が高いといわれている。

共同開発に加え、安全保障分野における協力の模索も続けられている。06年5月19日、中国はフィ

おわりに

リピン、ベトナムと南沙諸島周辺海域の安全保障協力を強化することで合意した。その後、中国・ベトナム、中国・フィリピンの間で紛争を悪化させないために協議が継続している。07年11月20日、温家宝総理はASEAN諸国に対し、軍事交流・協力の強化と制度化を提案し、軍による非伝統的安全保障分野の協力を拡大するよう呼びかけた。この温家宝提案後、中国はマラッカ海峡の安全確保への支援を表明し、海賊対策に関する地域協力を積極的な姿勢を示している。

他方、国内で日増しに高まる海洋権益擁護の意見は外交姿勢に影響をもたらし、中国は06年前後を契機としてこれまでの対外政策を調整することとなった。改革開放以降、中国の国益を常に自国の経済発展に求め、外交についても経済発展のために行うと規定されてきた。しかし06年になると、中国の国家利益について、従来の経済発展のほかに、「国家主権」と「安全」が新たに付け加えられるようになった。06年8月の中央外事工作会议において、胡錦濤国家主席は「中国の外交は国家の主権、安全、発展利益の擁護のために役割を果たすべきだ」と発言した。その後「国家の主権、安全、発展利益の擁護」という新しい外交スローガンは、06年10月中国共産党第16期中央委員会第6回全体会議、07年10月の中国共産党第17回党大会の胡錦濤国家主席の政治活動報告のなかで再確認されている。

2010年のARFでの紛糾、尖閣諸島海域での中国漁船問題など一連の出来事のなか、戴秉国国務委員が同年12月6日の外交部ホームページおよび12月13日付の『人民日報』で中国の平和的発展を強調する署名記事を発表するなど、中国は火消しに奔走した。

これまでの政策経緯から、中国は今後も周辺国と伝統的、非伝統的安全保障分野における協力の強化を継続していくものと考えられる。他方、国連海洋法条約の影響を強く受ける今日において、国家海洋局が国益の擁護を強く主張し、外交部の外交目標として国家の主権と安全が掲げられている限り、中国の海洋ナショナリズムが高揚するのは必至であり、海洋権益をめぐる中国と周辺国との摩擦回避は必ずしも容易ではなくなっている。

領土問題は中国が建国以来60年あまり一貫して取り組んできた重要な政策課題である。領土画定は国民国家としての中国を形成する上で最も重要な要素の1つといえる。

現在、中国の陸の国境画定作業はインド、ブータンの2カ国を除いてほぼ終了している。国境条約の締結は1960年代と90年代の2つの時期を中心に行われてきたが、年代を隔てられた政策には共通する点を見てとることができる。つまり、60年代においても、90年代においても、中国の外交政策のプライオリティは国際的孤立を打破し、経済発展のために国内および周辺環境を確保するところにあった。ただし、毛沢東時代の60年代、中国は領土交渉において大幅に譲歩したのに対し、90年代における国境協定では基本的にフィフティ・フィフティの原則が貫かれた。

現在中国が取り組んでいるのは海洋の領有権の画定である。海洋に対する意識の薄さから、中国は領海などの画定作業は陸の国境に比べてかなり遅れて着手した。その結果、排他的経済水域に関する境界交渉が国内の立法、法律執行体制の整備と同時に進行している。国家海洋局をはじめとする国内の関係省庁や地方政府が強く国家権益の擁護を主張しているため、領土交渉における妥協はさらに難しくなってきた。こうした中国国内の政治情勢が06年以降の中国の外交方針にも反映されている。

いまの中国はもはやモノリシックの社会ではない。領土交渉における非妥協的な姿勢、権益擁護に対する強い主張は中国の外交政策の一部に過ぎない。領土問題で強硬な態度を示す中国の外交政策が、協調的な姿勢も同時に持ち合わせていることには留意する必要がある。中国は係争地域における共同開発、海賊対策への関与などに積極的な役割を果たしている。関係国としてはこうした中国の外交の特質を理解する必要がある一方、強硬姿勢を抑制し、協調姿勢を引き出す高度で複眼的な政策が中国にも求められている。

[注] *インドネシアが主張する排他的経済水域（EEZ）は中国の主張と重複する部分がある。このため、南沙問題は、7カ国・地域（「6国7方」）をめぐる問題ともいえる。

（青山瑠妙）